

# 耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 H 編  
鋼船規則検査要領 H 編

## 改正事項

耐火ケーブルの適用範囲に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約 II-1 章第 45 規則 5.3（以下、「SOLAS 要件」という。）においては、重  
要用途及び非常用の動力、照明、船内通信又は信号用のケーブルは火災の危険の高  
い区域を可能な限り避けて敷設されなければならない旨規定されている。

また、IACS 統一規則 E15(Rev.3)（以下、「IACS 要件」という。）においては、火災  
の際に使用される装置用のケーブルが、火災の危険の高い区域を通過する場合に、  
当該ケーブルは、火災の危険の高い区域で火災が発生した際に、当該区域以外に設  
置される当該装置が影響を受けないように敷設されなければならない旨規定され  
ている。

これらの要件は既に本会規則に取入れられているが、部分的に不明瞭な箇所があっ  
た。

このため、SOLAS 要件及び IACS 要件のそれぞれの適用範囲を明確化すべく、関  
連規定を改めた。

## 改正内容

SOLAS 要件及び IACS 要件に対応する要件について、それぞれ明確になるように  
規定した。

## 改正条項

鋼船規則 H 編 2.9.11  
鋼船規則検査要領 H 編 H2.9.11